

職長・安全衛生責任者教育(建設業職長教育)講習会案内

建設業労働災害防止協会広島県支部福山分会

建設業に於ける専門工事業者が、関係請負人として工事に従事する場合、安全衛生責任者に選任された者が、統括安全衛生責任者や他の請負人との作業間の連絡又は調整等の職務を的確に遂行するため、厚生労働省では安全衛生責任者のさらなる資質の向上を図り、新たに安全衛生責任者に対する安全衛生教育に関する制度を設け、平成12年3月28日付で労働基準局長通達(建設業に於ける安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について)を発出しました。平成18年4月1日には職長等の教育事項に、危険性・有害性等の調査等に関する事項が追加施行されました。(安衛則第28条の2)これを基に、リスクアセスメントを導入したカリキュラム内容の講習を下記の通り計画致しましたので、貴事業所の該当者に受講いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 受講対象者(建設業における次の者とする)
 - ①現在、職長又は安全衛生責任者に選任されて間もない者
 - ②今後、職長又は安全衛生責任者として選任される予定の者
2. 講習日時：令和6年10月8日(火) 9時00分～17時35分
～9日(水) 9時00分～16時50分
3. 会場：福山土木建築会館(福山市若松町8-22)
4. 受講料：会員 13,200円 + テキスト代 2,134円
(非会員 14,300円) ※テキストは、新版改訂初版(R6.1.9)以降のものをお使いください。
5. 受付期間：令和6年9月2日(月)～9月30日(月) 8:30～17:00
(但し、昼休憩12～13時及び土日祝日は除く。また、9/5(木)：県大会の為終日閉局)
6. 定員：50名(受講希望者が10名に満たない場合は中止させて頂く場合もあります。)
7. 修了証：講習会終了後に、修了証を交付致します。
8. 申込み方法：「特別教育他講習(教育)受講申込書」に必要事項をご記入の上、
 - ①受講料
 - ②テキスト代
 - ③本人確認書類(氏名・生年月日記載の公的書類〈運転免許証等〉)を添えて、福山分会までご持参ください。
※書き損じは二重線にて訂正し、訂正印を押印(※修正液使用不可)
※申込書の必要な方はご連絡頂くか、福山分会HPよりダウンロードして下さい。
(申込受付場所) 建災防福山分会事務局 〒720-0034 福山市若松町8-22 Tel: 084(924)4320
9. カリキュラム：

1日目	職長・安全衛生責任者の役割	9:00～10:20
	作業員に対する指導及び教育の方法	10:30～11:30
	危険性又は有害性等の調査と低減措置等	11:30～17:35(休憩65分含)
2日目	危険性又は有害性等の調査と低減措置等 続き	9:00～10:00
	職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル	10:00～14:00(休憩60分含)
	関心の保持と創意工夫を引き出す方法	14:00～15:20(休憩10分含)
	異常時、災害発生時における措置	15:20～16:50
	修了証交付	16:50～

※昼休憩 1日目 12:00～12:45 / 2日目 12:00～12:50

10. その他：
 - ①事前説明がありますので、8時50分までに着席してください。
 - ②テキストは、当日お渡しします。当日は、受講票・筆記用具・印鑑を必ずお持ち下さい。
 - ③受講生のための駐車場はありません。公共の交通機関又は近隣の駐車場(HP参照)をご利用ください。
 - ④受講日当日に欠席・遅刻及び早退した場合は、受講料・テキスト代はお返しできませんのでご了承下さい。
 - ⑤講習開始時刻に遅刻された場合、途中退席された場合、受講できません。(時間厳守をお願いします)
 - ⑥講習当日の朝、お弁当の注文の取りまとめをします。お弁当代は500円(500mlのお茶付)です。お弁当代は、注文時に徴収致します。

※ご不明な点は、建設業労働災害防止協会広島県支部福山分会までお問い合わせ下さい。

TEL/084-924-4320 FAX/084-924-4331

以上